

## 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 ～いじめの状況における課題～

### ◇課題1：いじめの認知件数の都道府県格差

- 平成26年度調査において、認知件数の差は約30倍に縮まったが、依然大きな差がある。
- 学校現場等においては、発生件数と認知件数を混同し、認知件数が低い方がよいという考え方が依然としてある。また、いじめの認知について、平成17年度以前の定義で捉える、解決したものについては計上しないなどいじめの認知について基本的な考え方を理解していない場合があるため、重ねて周知・徹底する必要がある。
- 問題行動等調査の手引や調査票にいじめの事例を詳細に示すべきとの意見がある。

平成26年度調査結果における「児童生徒1千人当たりのいじめの認知件数」

調査年度	最 大	最 小	格 差
26年度	京都府 85.4件	佐賀県 2.8件	30.5倍
25年度	京都府 99.8件	福島県 1.2件	83.2倍
24年度	鹿児島県 166.1件	佐賀県 2.0件	83.1倍

いじめの認知等に関する各府県との意見交換会の概要より

- ・学校では、軽微なものまでいじめとして捉えているわけではなく、「カッティングポイント」を設けて、ある程度重いものを計上していると思う。共通の物差しがないから、いじめの認知の判断は現場任せになってしまっている。
- ・再調査後の増加分の中身を個別に精査したところ、各学校において、すぐに解消したものを認知件数として計上しなかったというものが大半であった。
- ・アンケート調査での把握が少ないのが本県の課題。今後、市町村のアンケートの様式・方式を把握し検証したい。記名式・教室での記入・いじめの語を使わない質問の形ではいじめの訴えが上がりにくい。
- ・校長に「これくらいはいじめではない」「いじめは少ない方がよい」との意識が根強い。いじめは問題行動であり、問題行動は少ない方がよいから、いじめの認知も少ない方がよいという考えが依然として学校にある。
- ・本県には小規模の公立小中学校が極めて多く、1学年30人に達しないような学校が大半といってよい。そうした事情が、いじめゼロの学校の割合を押し上げているのであろう。
- ・問題行動等調査の調査票の記載要領に、こんなものまでいじめだ、という具合に、例示を多く載せてほしい。
- ・いじめの定義に該当するが極めて軽微な事案について、学校では、このような事例は日常的に発生しており、連続性を加味しないと認知件数が膨大な数になり、その対応に追われて日常の教育に支障が生じるとの意見がある。

◇課題2：いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定された「重大事態」への対応

- 再調査によって件数が増えるなど「重大事態」に対する理解が不十分であり、法にのっとった判断ができていないため、どのような事案を「重大事態」として捉えるか、地域によって差がある。
- 地方公共団体の長（文部科学大臣）への報告、調査の実施について、法にのっとった手続きが理解されていない事案が散見されるなど、法や基本方針に基づいた対応がなされていない。

いじめの認知等に関する各府県との意見交換会の概要より

- ・重大事態1号は自殺・自殺未遂以外は程度の基準もなく分かりにくい。再調査の際に添付された、いじめとして認知すべき事例の資料と同様に、明らかな事例を示してほしい。

◇課題3：いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定された「重大事態」の件数と「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」と回答した人数の格差

- 「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」に計上した事案については、特段の事情がない限り「重大事態」の発生件数として計上されるべきところ、平成26年度調査において、1,041件の格差が生じている。

「重大事態」(第2号)の件数と不登校のきっかけが「いじめ」の人数

年度	重大事態(第2号)(件)	不登校きっかけ「いじめ」(人)	差
26年度	383	1,424	1,041
25年度※	122	2,119	1,997

※平成25年度の重大事態は、法が施行された平成25年9月28日以降、約半年間の状況